

令和8年度鹿島市起業支援補助金募集要綱

この事業は鹿島市全域において、空き店舗等を活用して市内で新たに事業を始める人に対して開業に係る費用の一部を補助する。

1. 応募資格

応募資格は次のすべての要件を満たす法人または個人とする。

- (1) 3年以上市外に居住しており、令和7年4月1日以降、市外から市内に住民票の異動を行った者で市内の空き店舗等で新たに事業を開始する者。(新事業展開も可)

※事務所や店舗等の業種形態は問いません。

※新事業展開の該当可否については、日本標準産業分類の中分類による区分を基準として判断する。

- (2) 鹿島商工会議所の会員に入会すること。
- (3) 事業を3年以上継続することが見込まれること。
- (4) 事業を開始する者(法人の場合は代表者)の年齢が18歳以上であること。
- (5) 市外に本店のあるフランチャイズチェーン店を出店しようとする者でないこと。
- (6) 空き店舗等の購入元や貸主が第3親等以内でない親族、所有者と同一の法人に属する者でないこと。
- (7) 事業に必要な許可・認可等を受けている。または、受ける見込みがあること。
- (8) 住所を有する市町村の税を滞納していないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団に關係する者でないこと。
- (10) その他本事業による補助金を交付することが公益上適当でないとする業種は除く。
- (11) 当会議所が実施する創業支援補助金・事業承継補助金・利子補給補助金・地域商業活性化支援事業補助金(空き店舗活用補助金)の受給者でない者、または見込みのない者。
- (12) まちやど整備事業補助金の同一年度での受給者でない者、または見込みのない者。
- (13) その他、国・県・市区町村が実施している同様の補助金等を利用してない者、または見込みのない者。
- (14) 過去に本補助金の交付を受けていない者。

2. 返還請求

申請内容に虚偽の内容があったことが判明した場合は補助金返還請求に応じる。

3. 補助対象経費と補助額

- (1) 補助対象経費：オープン(開業日)までにかかる費用で領収書が出せるもの。

原則、開業日までに支払いが完了した経費が対象となる。

例) 店舗購入費、改装費、賃貸料、広告宣伝費、備品購入費等

※人件費は対象外となります。

※申請頂いた経費が、補助対象外になる場合がありますので予めご了承ください。

(2) 補助額：補助対象経費×1/2（上限 75 万円）とする。

※申込状況により補助額が限度額に達しない場合がありますので予めご了承ください。

※本補助金の対象となる経費は、税抜き金額を基準とします。

4. 対象となる空き店舗

(1) 鹿島市内の空き店舗・空き家・空き倉庫・その他の空き物件とする。

(2) 自宅兼店舗の場合は店舗の部分を利用すること。

5. 募集期間

募集期間：令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 8 年 12 月 28 日（月）

※随時募集を受け付けるが予算額に達した場合は募集を終了いたします。

6. 申請手続き

提出書類に必要事項を記入の上、募集期間の最終日までに鹿島商工会議所に提出する。

尚、提出していただいた書類は本事業に限り使用し、返却はしないものとする。

提出書類

・ 起業支援補助金交付申請書（起業支援一様式第 1 号）

・ 開業計画書（起業支援一様式第 2 号）

※任意の様式でも可となります。

・ 店舗売買契約書または店舗賃貸借契約書

・ 誓約書（起業支援一様式第 3 号）

・ 賃貸（購入）予定の空き店舗等の改装前（開業前）写真

・ 開業に係る対象経費の見積書の写し（原則、市内事業所）

※見積りが取れないものは、概算の提示をお願いいたします。

・ 納税証明書（市税の滞納のないものが証明できるもの）

・ 履歴付き住民票

・ その他、会議所が提出を求めるもの

7. 書類審査・補助金交付決定

提出いただいた書類等の審査を行い、要件を満たした場合は決定した旨を通知します。

8. 応募にあたっての注意点

(1) 応募申請後は、軽微な変更を除き内容の変更はできないものとする。

(2) 交付決定通知を受けた後の改装工事着手及び補助対象経費の購入が可能となり、開業後に実績報告書を鹿島商工会議所へ提出する。

(3) 改装工事及び補助対象経費の購入は令和 9 年 2 月 26 日（金）までに完了させ、実績報告書提出は令和 9 年 3 月 23 日（火）までとする。

※未了の場合は補助金交付ができない場合があります。

9. 実績報告手続き

実績報告書に必要事項を記入の上、提出書類を補助事業が完了次第、速やかに鹿島商工会議所へ提出する。

事業完了までに補助対象経費が変更になった場合は変更承認申請書を提出すること。

ただし、軽微な変更はその限りではない。

※提出後、当会議所相談員が実地確認及びヒアリングに伺います。その際、支出内容に補助対象外経費の計上が判明した場合には、交付決定額より減額します。

提出書類

- ・実績報告書（起業支援様式第4号）
- ・賃貸（購入）後の店舗等の改装後（開業後）写真
- ・開業に係った対象経費の領収書の写し

※申請時に提出があった補助対象経費のみとします。

- ・変更承認申請書（起業支援様式第5号）
- ・請求書（起業支援様式第6号）
- ・支出内訳書
- ・事業開始日申告書（起業支援様式第7号）

※開業届がある場合は控えても可とします。

- ・その他、会議所が提出を求めるもの

10. 提出及び問合せ先

鹿島商工会議所

住所 鹿島市大字高津原4296-41 電話 0954-63-3231

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。